

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事概要)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 24 日 (火) 14:40～14:45
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 井上 俊之 国土交通省住宅局長
樺島 徹 国土交通省都市局審議官
杉藤 崇 国土交通省住宅局市街地建築課長
井上 勝徳 国土交通省住宅局建築指導課長
小川 博之 国土交通省総合政策局政策課企画専門官

<事務局>

- 川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長
加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 容積率・用途等土地利用規制の見直し
- 3 閉会

○八田座長 それから、今度、特区における容積率規制の改革ですけども、これは前からある意味では、特に容積率に関しては、結局は自治体で決めていくことが障害なんで、障害と言っちゃ申し訳ないけども、色々ネックなんで、国で国家戦略の観点から選んだところについてはある種の自由度を与えて、自治体も入った統合推進本部で議論した後で自治体の決定というふうにしたらどうかという、大体これが今までの議論の線かなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○樺島審議官 基本その方向で精査をしているという状況です。書きぶりについては、もう少し検討すべき点があるかもしれません。

○八田座長 すぐ条文を、っていうのはあれですね。ただ、私も頭に置いておくのはこんなところが目標かなということ。

○樺島審議官 一つ質問させていただきます。土地利用規制には二つのタイプがあり、一つは、プロジェクトが具体化してくるような場面で、プロジェクト単位で特例を適用し、その場合には、色々容積率の緩和、用途の誘導とか、ある程度誘導的な観点を入れていくようなタイプ。もう一つは、面的に一般的な規制という形で広く規制をかけ、しかも、具体的なプロジェクトは想定せず、どのように土地利用を規制しておくか。この二つのタイプがあると思います。

一番上に「規定を適用しない」とあるのは、「特定都市再生緊急整備地域の区域については」と書かれているので、広いエリアでどのようなプロジェクトが出てくるか分からない段階でこのようにするという御趣旨なのか、お伺いしたい。

○八田座長 ミックスじゃないかと思いますが、例えば、容積率でも住宅のこの地域においては200%、300%から400%にするとか、エリアで一括してできると思うんですが、非常に高い容積率を認めるというような場合ですね、この推進本部で議論してプロジェクトを認定するという事はあっていいじゃないかと思います。両方ともだと思いますけど。

○樺島審議官 そのあたりの書きぶりを議論させていただきたい。法律の二つ目の○の、統合推進本部で判断したものによって、既存の都市計画を置き換えていくというコンセプトに沿った形で検討させていただきたいと思っています。

○八田座長 最終的には、都道府県が都市計画決定するという形は変えないという、そこですよね。実質的には、特区統合推進本部の議を経るから、そこに自治体もちゃんと議論に入っているからいいだろという話ですね。

そうしたら、これ、どうもありがとうございました。

本当にお忙しいところありがとうございました。